資料2

第7波に関連する厚労省事務連絡等について

第35回　都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会

５件の主な厚労省事務連絡について（一覧）

①抗原定性検査キット関係

- 「発熱外来における抗原定性検査キットの配布等について（7/21付）」
- 「都道府県への抗原定性検査キットの配布について（7/25付）」
- 「発熱外来等での抗原定性検査キットの配布及び都道府県への抗原定性検査キットの配布に関する質疑応答集について（8/5付vol.6 ）」

②オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について（7/22付）

③B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（7/30一部改正）

④オミクロン株のBA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について（8/5最終改正）

⑤新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関して（8/2付）

各事務連絡とポイント①

①「発熱外来における抗原定性検査キットの配布等について（7/21付）」
「都道府県への抗原定性検査キットの配布について（7/25付）」
「発熱外来等での抗原定性検査キットの配布及び都道府県への抗原定性検査キットの配布に関する質疑応答集について（8/5付vol.6 ）」

- **7/22岸田総理からの要請**に基づき「新型コロナウイルス感染急拡大に対するさらなる協力について」を同日発出済み。（土日の発熱外来での診療対応、有症状者が受診に代えて抗原定性検査キットによる自主検査を行う体制強化等）
- **厚労省から都道府県に対して薬事承認された抗原定性検査キットを一定数配布する**
- **全国の配布数は約1200万回分**（事務局注：各都道府県の診療・検査医療機関および地域外来検査センター数で除すると、1か所300回分のキット配布）
- **検査キット配布場所**は、発熱外来に限らず、地域外来・検査センターに加え、薬局や公共施設等、都道府県等が設置する配布センターからの郵送など、**地域の実情に応じて適切に検討すること**とされている
- 都道府県等から配布された**抗原定性検査キットを用いて、診療・検査医療機関において医師が必要と判断し検査を実施した場合、検体検査実施料及び検体検査判断料は算定でき、行政検査の対象となる**

各事務連絡とポイント②

② オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について（7/22付）

◆ 現在、ファイザー、モデルナ社が**開発中のオミクロン株に対応した新規ワクチンによる接種について**、今後わが国において、薬事承認及び予防接種法上に位置づけられた場合を想定して接種券発行等、**自治体に準備を促す事務連絡**

◆ **オミクロン株対応ワクチン接種は初回接種完了者を対象者とし、３、４、５回目の接種を想定**

◆ **接種開始は令和４年10月半ば以降の見込み**

◆ 「BA.1対応型」と「BA.4／5対応型」の２種類の開発がなされているところ、わが国においては、開発が進んでいる「BA.1対応型」（９月中輸入開始見込み）を導入予定

（８月８日の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の議論を踏まえ情報更新）

各事務連絡とポイント③

③B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について（7/30一部改正）

◆ 特定された**濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）から５日間（６日目解除）とするが、２日目及び３日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、３日目から解除**を可能とする

◆ **一方、引き続き、７日間が経過するまでは**、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底を求める

各事務連絡とポイント④

④オミクロン株のBA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について（8/5最終改正）

◆ 政府・新型コロナウイルス感染症対策本部決定、「病床、診療・検査医療機関のひっ迫回避に向けた対応（7/29）」、「オミクロン株の特徴に合わせた医療機関や保健所の更なる負担軽減の対応（8/4）」 を踏まえたもの

◆ 医療機関・保健所における新型コロナ患者・疑い患者への対応について、65 歳以上の者及び65 歳未満の重症化リスクのある者に重点化し、それ以外の方については、自治体の健康フォローアップセンター、My HER-SYS等を活用の上、発生届出の簡略化や自ら検査した結果の登録により療養を開始する仕組みの導入等、医療機関・保健所の負担軽減を図るよう自治体へ依頼

各事務連絡とポイント⑤

⑤新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関して（8/5付）

◆ 新型コロナ急拡大による医療のひっ迫を回避し、**医療機関や保健所が重症化リスクのある方への対応が確実に行うことができるよう、後藤厚労大臣より本会に対して周知依頼あり**

◆ **職場や学校等において従業員や生徒等が新型コロナ陽性又は濃厚接触者となった際、療養又は待機の開始・終了時に、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類等は求められていない**（改めての情報提供）

◆ やむを得ず証明を求める必要がある場合、**従業員　等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等**や、**自らMy HER-SYSで取得した療養証明書等により、確認が可能**

◆ **本件は、経済団体**（日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、経済同友会等）**に対しても周知依頼されている**